

第2期宮城県教育振興基本計画（中間案）に対する意見一覧表

No.	項目名	ページ	意見の内容	中間案②における記載内容（案）等
1	第2章 本県教育の現状 1 本県教育を取り巻く社会の状況	P.3 ①	・「(3) グローバル化の進展」の文章の中で、何が厳しい国際競争にさらされているのか、主語が分からないので文章表現を検討願いたい。また、県の視点に立った記述を加えたほうが良い。(加藤委員)	・文章の構成を見直し、日本人学生の海外留学生や外国人宿泊者、外国人登録者の状況など、外国人との交流機会の増加について記載しました。
		P.3 ②	・「(4) ICT（情報通信技術）の進展」において、県の視点に立った記述を加えたほうが良い。(加藤委員)	・本県における、小・中・高校生のスマートフォン及び携帯電話の所持率について記載しました。
		P.3 ③	・「(4) ICT（情報通信技術）の進展」において、情報活用能力の要素の一つである「情報社会に参画する態度」についても記載したほうが良い。(堀田委員)	・情報活用能力の要素の一つとして「情報社会に参画する態度」を記載しました。
		P.3 ④	・「アイデンティティ」の説明文に、主体性、自己同一性のほかに、帰属意識を加えてはどうか。(平川会長)	・「アイデンティティ」の説明文に、「国・民族・組織など、ある特定集団への帰属意識」を記載しました。
5	2 本県教育の課題	P.7 ⑤	・「(1) いじめ問題への対応」において、「比較的軽微ないじめも見逃さず」という文言があるが、当事者にとって感じ方に違いがあるので「軽微な」という表現はしないほうが良い。(高橋委員)	・「比較的軽微な」という表現は行わず、「いじめを見逃さず」という文言に修正しました。
		P.7 ⑥	・「(1) いじめ問題への対応」において、「児童生徒一人一人の自己肯定感の低さも、いじめの要因の一つと考えられる」とあるが、いじめる側の要因なのか、いじめられることにつながりやすいのか、詳しく書くとよいのではないか。(松島町)	・自己肯定感の低さは、いじめる側といじめられる側、両面の要因になるものと考えており、このことがいじめにつながることを分かりやすく記載しました。

No.	項目名	ページ	意見の内容	中間案②における記載内容（案）等
7	2 本県教育の課題	P.7 ⑦	・「(1) いじめ問題への対応」において、最後の段落を、自己肯定感や自己有用感を持てるような環境づくりと、思いやる心や規範意識の育成の2つに分けたほうが分かりやすい。(増田委員)	・文章の構成を変えて、つながりを分かりやすく整理しました。
8		P.7	・今回は課題として、第1期計画で重視していた学ぶ力や学力向上よりも先にいじめ・不登校問題について書かれているが、10年スパンで考えたときに、この位置付けがどうなのかということについてよく検討いただきたい。(三浦一敏議員)	・基礎学力が重要であるという認識に変わりはありませんが、学校教育の中で一番大事な部分は何なのかを議論する中で、人間性を高めることではないかという考えから、人間性に関わるいじめ・不登校問題を最初に記載しています。
9		P.8 ⑧	・「(2) 不登校児童生徒の増加」において、震災の影響が不登校の要因の一つとして記載されているが、具体的に記述したほうが良い。(星委員)	・震災の影響について、仮設住宅等での長期生活や親の就労環境の変化を記載しました。
10		P.8	・「(2) 不登校児童生徒の増加」において、アウトリーチなどという言葉を使うのは極力避け、分かりやすい日本語を使う姿勢を持ってほしい。(54歳・男性)	・本計画の策定に当たっては、分かりやすい表現を用いるように努めているとともに、専門用語については、注釈を付けて対応しています。
11		P.8 ⑨	・「(2) 不登校児童生徒の増加」において、「行きたくなる学校づくり」にカギ括弧を付けているが、付け方が統一されていないので検討願いたい。(加藤委員)	・「行きたくなる学校」にカギ括弧を付けるように、付け方を統一しました。
12		P.8 ⑩ (P.34 ⑳)	・「(2) 不登校児童生徒の増加」に「分かる授業」づくりと書かれているのは、唐突な感じを受ける。実際問題として、学校は行きたくないところ、勉強はしたくないもの、という当たり前の感覚を認めた上で、何ができるかを論じるべきではないか。(54歳・男性)	・「分かる授業」とともに、「学校行事を含む特別活動の充実」を記載しました。これらの取組により、全ての児童生徒が「行きたくなる学校」づくりを目指しています。

No.	項目名	ページ	意見の内容	中間案②における記載内容（案）等
13	2 本県教育の課題	P.8 (P.34 ㉗)	・「(2) 不登校児童生徒の増加」において、「分かる授業」づくりの基盤はあくまで安定的な居場所としての学級であることから、「楽しい学級づくり」を加えたほうがよい。(松島町)	・基本方向1「(3) いじめ・不登校等への対応, 心のケアの充実」(P.34)において、「互いに認め合う学級づくり」を記載し, 重要な取組の一つとして進めていきます。
14		P.8 (P.59 ㉘) (P.74 ㉙)	・「(2) 不登校児童生徒の増加」で「分かる授業づくり」「行きたくなる学校づくり」を唱えるならば, 学校現場にゆとりを生み出す努力を教育委員会にしてほしい。いじめ問題への対応も含め, 一クラス40人という数の見直しを検討してほしい。(53歳・女性)	・「基本方向8 安心して学べる教育環境づくり」の取組として, 「(2) 教職員を支える環境づくりの推進」(P.59)を記載しました。あわせて, 「第5章 計画の推進」(P.74)において, 学級編制の改善等に係る国への要請について記載しました。
15		P.9 ㉚	・「(3) 体力・運動能力の低下」において, 肥満やむし歯などの健康課題についても記載されているので, 運動習慣のみではなく目的を「運動習慣と健康管理の確立」としたほうが良い。(山内委員)	・目的に健康管理を加えて「望ましい運動習慣の確立と適切な健康管理」を記載しました。
16		P.9	・「(3) 体力・運動能力の低下」において, 特に中学生の運動能力の向上には, 部活動の担う面が小さくない。要因として, 中学校における部活動加入の減少が見られ, 特にチームスポーツの衰退傾向が見られることに触れたほうがよい。(松島町)	・体力・運動能力の低下に関する部活動加入の減少等の影響について, 明らかに判断できるデータが無いことから, 要因としては, 震災の影響のみを記載しています。
17		P.10 ㉛	・「(4) 基礎的・基本的な学習内容の定着」において, 「学力の定着」ではなく「学習内容の定着」とした意図についての説明が必要である。(瀬野尾委員)	・学力向上に向けて, まずは各教科における基礎的・基本的な学習内容の定着を図ることが課題であることを記載しました。

No.	項目名	ページ	意見の内容	中間案②における記載内容（案）等
18	2 本県教育の課題	P.10 (P.14 ⑩)	・「(4) 基礎的・基本的な学習内容の定着」において、学習の成果は教員の取組姿勢に負うところが大きいので、授業改善に対する教員自身の意識変革と研修の充実強化が大きな課題であることにも触れたほうがよい。(松島町)	・「(11) 教員の資質能力の向上と知識・技能の伝承」(P.14)において、教員に求められることとして、「自己の崇高な使命を深く自覚する」ことを記載しました。また、基本方向8「(1) 教員の資質能力の総合的な向上」(P.57)に基づき、教員研修の改善・充実など、具体的取組を進めていきます。
19		P.11	・「(5) 英語教育の推進」において、グローバル化や英語教育の推進等が本当に必要不可欠な流れなのかを県独自に分析すべきではないか。(54歳・男性)	・グローバル化の進展の中で、国際共通語である英語力の向上は、コミュニケーションのために非常に重要なものであると考えています。
20		P.11	・「(5) 英語教育の推進」において、自治体や地域・民間との創意ある協力によって、実際に英語を使う体験の機会創出についても言及したほうがよい。(松島町)	・基本方向3「(2) 国際理解を育む教育の推進」(P.41)において、国際的視野を深める体験活動等の充実について記載しており、御意見を踏まえ、具体的取組を進めていきます。
21		P.11 ⑬	・「(6) 教育の情報化の推進」において、児童生徒の情報活用能力や情報モラルの問題と、学校の指導面でのICTの活用が混在しているので、整理して記述したほうが良い。(加藤委員)	・「ICT環境の整備」、「教員のICT活用指導力」など学校側の課題と、児童生徒側の「情報活用能力の育成」を分けて、文章を整理しました。
22		P.11	・「(6) 教育の情報化の推進」において、「情報モラルを含む情報活用能力」とあるが、従属的な表現ではなく、「情報モラルとともに」のような並置的表現にすべきではないか。(松島町)	・情報活用能力には、情報社会に参画する態度など、情報モラルも含まれていることから、その重要性を踏まえて「情報モラルを含む情報活用能力」と記載しています。

No.	項目名	ページ	意見の内容	中間案②における記載内容（案）等
23	2 本県教育の課題	P.13 ⑭	・「(8) 特別な支援を必要とする児童生徒の増加」において、「特別な支援が必要な子どもたちに対する教育的ニーズが高まっており」という文章が分かりにくいので検討願いたい。(村上委員)	・文章を修正し、「特別な支援を必要とする子どもの割合が増加しており」と記載しました。
24		P.13	・「(8) 特別な支援を必要とする児童生徒の増加」において、「当該構想」を「上記構想」としたほうが理解しやすいと思われる。(松島町)	・計画全体を通して「当該」の表現を用いています。
25		P.13	・本町あるいは石巻地域だけの傾向ではないと思うが、発達障害のある児童生徒が大きな課題となっており、何らかの形でこれに触れてほしい。(女川町)	・中間案では、本県教育の課題の一つとして、発達障害など特別な支援を必要とする子どもの割合の増加について記載しています。
26		P.14 ⑮	・「(9) 文化財の活用の促進」において、「役割を果たすものであります」を「役割を果たすものです」としたほうがよい。(松島町)	・御意見を踏まえ、文末の表現を揃えました。
27		P.14 ⑯	・「(11) 教員の資質能力の向上と知識・技能の伝承」において、本県の現状を踏まえ、信用失墜行為や事故防止に対する厳しい姿勢が求められることを明記すべきではないか。(松島町)	・教員に求められることとして、「自己の崇高な使命を深く自覚する」ことを記載しました。また、基本方向8「(1) 教員の資質能力の総合的な向上」(P.57)に基づき、具体の取組を進めていきます。
28		P.15	・「(12) 家庭教育への支援」において、三世代同居率と共働き世帯率のグラフを記載しているが、家庭の在り方が多様になっている中で、望ましい家庭像を示していると誤解されかねないので、記載しないほうが良い。(加藤委員)	・誤解を避けるため、「三世代同居率」及び「共働き世帯率」のグラフを削除しました。

No.	項目名	ページ	意見の内容	中間案②における記載内容（案）等
29	2 本県教育の課題	P.15	・「(12) 家庭教育への支援」において、「家庭の教育力の低下が懸念されています」とあるが、「顕著です」など断定的に述べたほうがよい。(松島町)	・家庭や地域の教育力については、家庭環境や地域社会の変化など様々な要因に影響されるものであり、教育力を判断する基準が明確ではないことから、断定的な表現は用いていません。
30		P.15	・「(13) 地域の教育力の向上」において、「地域の教育力の低下が懸念されています」とあるが、「進んでいます」と明確に指摘したほうがよい。(松島町)	
31		P.16 ⑰	・「(14) 県民の学習ニーズをとらえた生涯学習の推進」において、「受講者数は震災の影響により減少しており、増加傾向にはありますが」とあるが、「増加傾向」ではなく「回復傾向」としたほうがよい。(松島町)	・御意見を踏まえ、「回復傾向」と記載しました。
32		全般	・これらの課題を解決するために、どの施策につながっていくのかという点が、施策が非常に多いこともあって分かりにくいので検討願いたい。(山田委員)	・概要版（資料1）において、課題と施策の対応を表記しました。また、アクションプランにおける具体の取組の記載方法を検討していきます。
33		全般	・学校教育、家庭教育、地域教育、障害教育等の対象が混在化しており、焦点化されていないと感じる。むしろ、学校教育に力点を置き、絞り込むぐらいの構成でも良いのではないか。(54歳・男性)	・本計画は、本県の教育施策を総合的かつ計画的に進めるために策定するものであり、学校教育から生涯学習まで幅広い内容で構成しています。なお、各分野の取組については、アクションプラン及び個別計画等で示していきます。
34	全般	・一般的な記述が大半で、深い分析が記載されていない。形式や一般論にこだわらず、具体的で賛否両論があり得るような問題提起を期待したい。(54歳・男性)	・本計画は、教育施策の方向性等を示すものであり、詳細な分析や具体の取組等については、アクションプラン及び個別計画等で示していきます。	

No.	項目名	ページ	意見の内容	中間案②における記載内容（案）等
35	3 宮城県教育振興基本計画の検証	P.19	・「目標指標の推移」において、目標値の設定根拠や基準がよく分からないので、説明を加えるべきではないか。（松島町）	・目標値については、毎年度実施している評価において、現況値等を踏まえ、県及び県教育委員会が設定したものです。第1期計画の検証を行うに当たり、目標指標の達成状況の全体的な傾向を示すために「目標指標の推移」を記載しているものであり、個別の目標値の設定根拠等は記載していません。
36		P.19 ⑱	・「基本方向1：学ぶ力と自立する力の育成」において、第2期計画につなげていく上で、志教育の検証が不十分ではないか。（瀬野尾委員）	・各学校における全体計画及び年間指導計画の作成や、みやぎの先人集「未来への架け橋」等の発行、推進地区の指定など、これまでの取組内容を記載しました。
37		P.19	・「基本方向1：学ぶ力と自立する力の育成」において、「学力向上に向けた5つの提言」に対する教員の向き合い方の甘さも指摘すべきではないか。（松島町）	・基本方向3「(1) 基礎的・基本的な知識・技能の定着と活用する力の伸長」のイメージ図(P.41)において、「学力向上に向けた5つの提言」の実践化について記載しており、具体的取組の中で進めていきます。
38		P.20 ⑲	・「基本方向2：豊かな人間性や社会性、健やかな体の育成」において、いじめの認知件数と不登校の児童生徒数が並列して記載されていることから、いじめの認知件数の増加は好ましくないという印象を強く与えてしまうので、表現を工夫する必要がある。（名取市）	・いじめと不登校の記載を分けるとともに、積極的な把握に努めた結果、いじめの認知件数が増えていることを記載しました。
39		P.22 (P.25) ㉑	・「基本方向3：障害のある子どもへのきめ細かな教育の推進」において、「合理的配慮」とは具体的にはどんな手立てを指すのか。分かりやすい文言はないのか。（松島町）	・障害者差別解消法を踏まえ、「合理的配慮」について記載しています。なお、用語の説明のため、注釈を記載(P.25)しました。

No.	項目名	ページ	意見の内容	中間案②における記載内容（案）等
40	3 宮城県教育振興基本計画の検証	P.22 ㉔ (P.59) ㉕	・「基本方向4：信頼され魅力ある教育環境づくり」において、教員が生徒と向き合える時間の確保や教員の健康管理が非常に大事になってくるので、教員の多忙化解消について記載してはどうか。(熊谷委員)	・教員が多忙になる傾向を踏まえ、子どもと向き合える時間を確保することの必要性について記載しました。あわせて、「基本方向8 安心して学べる教育環境づくり」の取組として、「(2) 教職員を支える環境づくりの推進」(P.59)を記載しました。
41	第3章 本県教育の目指す姿 1 目指す姿	P.26 ㉔	・「目指す姿」については今後議論することのことだが、「潤いのある文化」という表現は極めて情緒的で曖昧であることから、ふさわしくないと考える。(加藤委員)	・「目指す姿」について、事務局案を記載しました。
42	第3章 本県教育の目指す姿 2 計画の目標	P.27 ㉔	・知事は単なる復興ではなく、「創造的な復興」と言っているので、目標3に「創造的な復興」と入れても良いのではないかと。(丸森町)	・目標3の説明文において、創造的な復興の実現に向けた、未来を担う人材の育成について記載しました。
43		P.27 (P.45) ㉔	・目標6として、「子どもの遊び空間と時間の保証・安心して遊べる環境づくり」をぜひ入れて欲しい。(72歳・男性)	・「学ぶ土台づくり」に向けた取組の一つとして、イメージ図(P.45)に「遊びの環境づくり」を記載しました。
44	第4章 施策の展開 1 施策の全体体系	P.29	・施策の全体体系のイメージ図において、けやきの木などの象徴的な絵があればよりイメージしやすいのではないかと。また、目標4及び目標5のイメージ図について、「環境づくり」「地域社会づくり」の点で工夫してはどうか。(星委員)	・施策の全体体系のイメージ図については、目標及び基本方向の関係性を示すものであり、分かりやすくシンプルな形にしています。具体の施策については、各重点的取組のイメージ図で示していきます。
45		P.30,31	・発達段階の中で、どの部分を強調して進めていくことが大切であるかなど、モデルがあれば具体的に活用しやすい計画となるのではないかと。(星委員)	・基本方向の取組を整理し、「発達段階における取組イメージ」を記載しました。

No.	項目名	ページ	意見の内容	中間案②における記載内容（案）等
46	1 施策の全体体系	全般	<ul style="list-style-type: none"> 国や県の計画を参考として市町村で計画を策定する際には、項立てのためのキーワードが必要である。共通のイメージを持つために、国の施策や計画における言葉などを用いて、県の計画を整理願いたい。（瀬野尾委員） 	<ul style="list-style-type: none"> 第2期計画の特徴を示すキャッチフレーズを新たに設定するとともに、各基本方向の中でキーワードを用いて取組を整理しています。引き続き国の施策等も踏まえながら計画を整理していきます。
47		全般	<ul style="list-style-type: none"> 学校教育に力点を置いて、学校教育について徹底的に論じるべきではないか。学校教育で何ができるのか、何ができないのかを実践的、事務的に、冷静に分析することが有効な視点であると思う。（54歳・男性） 	<ul style="list-style-type: none"> 本計画は、本県の教育施策を総合的かつ計画的に進めるために策定するものであり、学校教育から生涯学習まで幅広い内容で構成しています。なお、現状と課題を踏まえ、具体的取組等については、アクションプラン及び個別計画等で示していきます。
48		全般	<ul style="list-style-type: none"> 現状の学年や校務分掌等の組織を前提として、何ができるか、どんな改善の方策があるか、を実践的・具体的に考えていかなければ実効性が生まれないのではないかと。（54歳・男性） 	
49	2 施策の基本方向 基本方向1 豊かな人間性と社会性の育成	P.32 ②	<ul style="list-style-type: none"> 国の現行計画では、「自立・協働・創造」という3つのキーワードを掲げているほか、今の宮城県があるのも先人の創造する躍動があったからこそだと思うので、「志教育」の方向性として「創造性」という文言を入れてほしい。（丸森町） 	<ul style="list-style-type: none"> 「(1) 生きる力を育む『志教育』の推進」において、「より良い未来を創造する高い志と豊かな心を持った人づくり」を記載しました。
50		P.32 (P.74) ④	<ul style="list-style-type: none"> 今年度から新設された義務教育学校を含め、義務教育の9年間を見通した取組等について記載する必要はないか。（女川町） 	<ul style="list-style-type: none"> 「第5章 計画の推進」において、「2 学校における教育施策の着実な推進」(P.74)の中で、幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続や、小・中・高等学校及び特別支援学校間の連携・接続の推進について記載しました。

No.	項目名	ページ	意見の内容	中間案②における記載内容（案）等
51	基本方向1 豊かな人間性と社会性の育成	P.32 (P.49 ③)	<ul style="list-style-type: none"> 全ての子どもが「自分らしく生きる」ことが「志」をもって生きることの根幹であること。性は「自分らしさ」の根本であり、性自認と性的指向は多様であること。全ての子どもたちがお互いの違いを肯定的にとらえ、多様な人々がそれぞれの「志」をもって共に生きる社会を実現するため、他者への共感や思いやりを子どもたちに培うことを、方向性に記載してほしい。(51歳・男性) 	<ul style="list-style-type: none"> 基本方向5(2)「多様な個性が生かされる教育の推進」(P.49)において、性的マイノリティとされる児童生徒への対応等を記載しました。あわせて、志教育などを通して、互いに尊重し合う心や思いやりの心を育てていきます。
52		P.33	<ul style="list-style-type: none"> 「(1) 生きる力を育む『志教育』の推進」において、志教育では、大人になった姿を子どもだけではなく教員も認識し、その思いを込めて今の子どもたちに向かう視点が大事である。その点をイメージ図に記載できると分かりやすい。(村上委員) 	<ul style="list-style-type: none"> 「志教育」を推進する上で重要な観点と考えており、御意見を踏まえ、具体の取組を推進していきます。
53		P.33	<ul style="list-style-type: none"> イメージ図に、「分かる授業(アクティブ・ラーニング)」と記載されているが、基本方向3「確かな学力の育成」(P.40)における説明と一致しないのではないかと。(東松島市) 	<ul style="list-style-type: none"> イメージ図を修正し、「分かる授業」と「アクティブ・ラーニング」を個別に記載しました。
54		P.33	<ul style="list-style-type: none"> 「志教育」のキーワードとしてこれまで使われてきた「かかわる・もとめる・はたす」という文言を残したほうがよい。(東松島市) 	<ul style="list-style-type: none"> 中間案では、「志教育」の推進のイメージ図に、3つの柱として「かかわる・もとめる・はたす」を記載しています。
55		P.33 ⑤	<ul style="list-style-type: none"> 「(2) 思いやりがあり感性豊かな子どもの育成」の文章の中で、「みやぎアドベンチャープログラム(MAP)」に関する文章が分かりづらいので修正願いたい。(増田委員) 	<ul style="list-style-type: none"> 文章の構成を変えて、つながりを分かりやすく整理しました。

No.	項目名	ページ	意見の内容	中間案②における記載内容（案）等
56	基本方向1 豊かな人間性と社会性の育成	P.34 ⑳	・「(2) 思いやりがあり感性豊かな子どもの育成」において、「豊かな人間性の育成」のイメージ図が記載されているが、「豊かな人間性の育成」は基本方向1全体で目指すものである。記載箇所が適切か。(加藤委員)	・「道徳教育」、「交流・体験活動」、「文化活動、読書活動」の3つの取組を中心とした「思いやりがあり感性豊かな子どもの育成」のイメージ図に修正しました。
57		P.34	・いじめ問題において人権教育の重要性を強く認識しており、人権教育という視点を入れてはどうか。(東松島市)	・人権教育は教育活動全体を通して行うものであり、「より良い人間関係づくり」の基盤となるものと重視して進めていきます。
58		P.34 ㉑	・いじめ・不登校等への対応として「分かる授業」もさることながら、「学級づくり」という観点を全面に出して進めていただきたい。(塩竈市)	・「(3) いじめ・不登校等への対応、心のケアの充実」において、「互いに認め合う学級づくり」を記載し、重要な取組の一つとして進めていきます。
59		P.35 ㉒	・学校においては「チーム学校」として、不登校やいじめが起こった場合、中心的な役割を担う教員を置き、管理職、スクールカウンセラーなどの専門家、保護者と連携を取りつつ進めている。そのことを「(3) いじめ・不登校等への対応、心のケアの充実」などに記載願いたい。(星委員)	・「チーム学校」として取り組むことを記載しました。また、イメージ図に学校の体制等を記載しています。
60	基本方向2 健やかな体の育成	P.37 ㉓	・「(1) 健康な体づくりと体力・運動能力の向上」において、本県独自の取組である「ルルブル運動」も記載したほうが良い。(山内委員)	・子どもの基本的生活習慣の定着を図る取組として「ルルブル運動」を記載しました。
61		P.37	・県として、「部活動」の存在自体をどのように位置付けているのか論じるべきではないか。(54歳・男性)	・「(1) 健康な体づくりと体力・運動能力の向上」において、学校の運動部活動について記載しています。

No.	項目名	ページ	意見の内容	中間案②における記載内容（案）等
62	基本方向3 確かな学力の育成	P.40	・「(1) 基礎的・基本的な知識・技能の定着と活用する力の伸長」において、携帯やスマートフォンなどの過度な利用の注意喚起を図る取組について記載されているが、学校教育としては、望ましい活用をしっかりと教えていくということも重要である。(堀田委員)	・「(3) ICT (情報通信技術) 教育の推進」(P.42) において、「情報モラル教育」、「情報活用能力」等について記載しており、御意見を踏まえ、具体的取組を推進していきます。
63		P.40 ③①	・「(2) 国際理解教育の推進」において、言語はあくまでもコミュニケーションの手段であるので、目的として「相互の違いを理解した上で、国際交渉ができる力を育む」といった文言を記載してはどうか。(松良委員)	・基本方向3「確かな学力の育成」の方向性の中で、「相互の違いの理解」について記載しました。また、国際交渉力も含め、「積極的にコミュニケーションが行える能力」を育成していきます。
64		P.40	・改革ありきの議論がなされているが、現状が悪いのであれば、明治以来の取組を振り返って問題点を洗い出すなど、更に前の状態に戻すということも一つの選択肢になり得るはずで、深く議論すべき問題だと思う。方向性の提示だけでは納得が得られないのではないか。(54歳・男性)	・本計画は、教育施策の方向性等を示すものであり、詳細な分析や具体的取組等については、アクションプラン及び個別計画等で示していきます。
65		P.40	・あまり学校の受け持ち分野を拡大せず、授業で何ができるのか、何ができないのかを中心に論じてはどうか。(54歳・男性)	
66		P.41 ③②	・「(2) 国際理解教育の推進」において、今後求められるのは従来の「国際理解教育」に留まらない。計画素案の「国際理解を育む教育の推進」か、一步踏み込んで「グローバル人材を育む教育の推進」としても良いのではないか。(加藤委員)	・取組の目的と内容をより分かりやすく表すため、取組名について「(2) 国際理解を育む教育の推進」に変更しました。

No.	項目名	ページ	意見の内容	中間案②における記載内容（案）等
67	基本方向3 確かな学力の育成	P.42 ③③	・「(3) ICT (情報通信技術) 教育の推進」において、ICTの活用や情報活用能力の育成のほか、ネット依存や教員の多忙化解消、学校のネットワークインフラなどの観点を加えてはどうか。また、自治体間格差への対応について、取組や指標を記載願いたい。(堀田委員)	・「(3) ICT (情報通信技術) 教育の推進」の取組内容を整理し、追記しました。また、御意見を踏まえ、現在策定中の「第2期みやぎの教育情報化推進計画」に基づき、具体的取組を推進していきます。
68		P.42 ③④	・「(4) 時代の要請に応えた教育の推進」については、個別の教育ごとに記載したほうが良い。特に「シチズンシップ教育」は、学力育成の土台として極めて重要と考える。(加藤委員)	・構成を見直し、「(4) 社会形成・社会参加に関する教育(シチズンシップ教育)の推進」と「(5) 環境教育の推進」に分けて、取組内容を記載しました。
69		P.42 ③④	・「時代の要請に応えた教育の推進」として、環境教育とシチズンシップ教育が挙げられているが、どのような時代の要請に応えるのかが示されていない。(名取市)	
70		P.42 ③⑤	・「(4) 時代の要請に応えた教育の推進」において、「時代の要請」とはどのようなことを示しているのか説明が必要である。また、シチズンシップ教育において、「民主主義を支える一員であることを理解・実践」することについて、具体的に記載願いたい。(山田委員)	・民主主義を支える一員であることの理解・実践に向け、「社会や政治に対する関心や判断力」を持つことを記載しました。
71		基本方向4 幼児教育の充実	P.44 (P.45)	・「(1) 幼児期における『学ぶ土台づくり』の推進」において、イメージ図の中に「保育現場」についても記載願いたい。(村上委員)
72	③⑥		・幼児教育では、子どもを取り巻く各機関が家庭をサポートして連携し合うイメージがあるが、イメージ図が分かりにくいので検討願いたい。(星委員)	

No.	項目名	ページ	意見の内容	中間案②における記載内容（案）等
73	基本方向4 幼児教育の充実	P.44	・教育の原点は幼児教育にあると思う。小さい子どもをどう育てていくかということを考えたときに、本当に必要な教育を幼児教育の段階からしっかりと行っていかなければならない。(相沢光哉議員)	・本計画では、「幼児教育の充実」を基本方向の一つとして盛り込むとともに、幼児教育に関する目標指標を新たに設定しており、これまで以上に幼児期における「学ぶ土台づくり」を推進していきます。
74		P.44 (P.45 ③⑥)	・創造性に向けた教育は5歳以下の子どもから始めなければならないと思うので、基本方向4に「遊び」という文言を入れてほしい。(丸森町)	・「学ぶ土台づくり」に向けた取組の一つとして、イメージ図(P.45)に「遊びの環境づくり」を記載しました。
75		P.44	・幼児教育の中に、学習に結び付けるような内容を入れないでほしい。幼児期こそ自然体験、遊びを大切にしてほしい。(53歳・女性)	・本県で取り組んでいる「学ぶ土台づくり」は、親子間の愛着形成の促進、基本的生活習慣の確立、豊かな体験活動による学びの促進などを目標としているものであり、学習に結び付けるものではありません。
76		P.45	・幼児教育の関係で、発達障害あるいは発達障害の疑いのある子どもたちを通所させる場所又は人手を派遣するような取組をお願いしたい。(塩竈市)	・幼児教育及び特別支援教育に係る具体の取組の中で検討していきます。
77	基本方向5 多様なニーズに対応したきめ細かな教育の推進	P.47 ③⑦	・「多様な個性」とあるが、個性というのは特別な対応を必要としないという側面も持っている。障害等も含めた意味での個性であることの説明が必要である。(村上委員)	・基本方向5の取組を、「(1)一人一人の教育的ニーズに応じた特別支援教育の推進」と「(2)多様な個性が生かされる教育の推進」の2つに分けて整理しました。
78			・この箇所に特別支援教育が記載されていることに疑問を感じる。個性について特別支援教育を念頭に置いた概念として捉えているように誤解されかねないのではないか。(54歳・男性)	

No.	項目名	ページ	意見の内容	中間案②における記載内容（案）等
79	基本方向5 多様なニーズに対応したきめ細かな教育の推進	P.47 ③7	<ul style="list-style-type: none"> 第1期計画では、基本方向3に障害のある子どもへのきめ細かな教育の推進が掲げられていたが、第2期計画では、読み解いていかないと理解できないようなタイトルになっており、県の取組として熱が冷めてしまったようにも取られかねない。もっとピックアップした形で県の姿勢をはっきりさせるべきだと思う。(佐々木賢司議員) 	<ul style="list-style-type: none"> 障害のある子どもへのきめ細かな教育を推進していく姿勢は第1期計画と変わりはなく、幅広く様々な少数者への配慮や個別的な支援も必要であるという視点から、当該タイトルにしています。なお、構成を見直し、基本方向5の取組を、「(1) 一人一人の教育的ニーズに応じた特別支援教育の推進」と「(2) 多様な個性が生かされる教育の推進」の2つに分けて整理しました。
80		P.47	<ul style="list-style-type: none"> 国において、障害のある子どもについては広い意味で「個性」というような答申が出たので、基本方向5の「特別なニーズ」という文言の使い方について検討願いたい。(女川町) 	<ul style="list-style-type: none"> 中間案では、「特別なニーズ」の表現を改め、「多様なニーズに対応したきめ細かな教育の推進」と記載しています。
81		P.47	<ul style="list-style-type: none"> 基本方向5においては、特別支援学校の狭隘化の解消やそれぞれの個性の違いを認め合い、尊重し会える教育環境づくりといった特別支援教育の充実をまずは優先すべきではないか。(鎌田さゆり議員) 	<ul style="list-style-type: none"> 本計画は、今後10年間の計画であり、特別支援学校の狭隘化の解消など特別支援教育に係る喫緊の課題に速やかに対応していくとともに、多様な個性に対応し、性的マイノリティへの配慮や支援などについても併せて進めていかなければならないと考えています。
82		P.47	<ul style="list-style-type: none"> 「(1) 自立と社会参加に向けた切れ目のない支援体制づくり」において、「乳幼児期（早期）からの支援体制の充実」と記載されており、教育ではないととらえる市町村もあると思うが、体制整備ということで受け止めてよいか。(瀬野尾委員) 	<ul style="list-style-type: none"> 教育部門と福祉部門が一体となって取り組む上での支援体制整備の充実について記載しているものです。なお、具体的取組については、アクションプランで示していきます。

No.	項目名	ページ	意見の内容	中間案②における記載内容（案）等
83	基本方向5 多様なニーズに対応したきめ細かな教育の推進	P.47 ⑳	・「(2) 個々の能力を最大限に伸ばす学校づくり」において、「ICT等の教材」という文言だと、教材がICTに限定されるといった誤解を招くので表現を検討願いたい。(村上委員)	・表現を修正し、「ICTの活用も含めた教材教具」の充実を図ることを記載しました。
84		P.47	・個性とは何か、どのように生かされていくべきかを、実生活で生きていくための方策として論じてみてはどうか。(54歳・男性)	・障害の有無を含めて、多様な個性を持つ全ての子どもたちの心豊かな生活と共生社会の実現を目指し、教育施策の方向性等を示しているものです。
85		P.49 ㉑	・文部科学省から発出された「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」を踏まえ、「性的マイノリティ」に係る児童生徒に対する対応についても記載すべきである。(51歳・男性)	・「(2) 多様な個性が生かされる教育の推進」において、性的マイノリティとされる児童生徒への対応等を記載しました。
86	基本方向7 命を守る力と共に支え合う心の育成	P.54	・防災環境の中でも心のケアが必要であり、基本方向1だけではなく、基本方向7にも明記してほしい。(亶理町)	・心と体に関する取組として、基本方向1に「心のケア」を記載しています。具体的取組については、アクションプラン及び個別計画等で示していきます。
87		P.54 ㉒	・地域と連携した防災教育の確立について明記してほしい。(亶理町)	・地域合同防災訓練の実施など、地域に根ざした防災教育の推進について記載しました。
88	基本方向8 安心して学べる教育環境づくり	P.57	・教員のICT活用については、学校運営全体でのICT活用という視点で、基本方向8の中で取り上げるべきことと考える。(加藤委員)	・ICT（情報通信技術）教育の推進の観点から、教員のICT活用を含めて基本方向3に記載しており、現在策定中の「第2期みやぎの教育情報化推進計画」に基づき、具体的取組を推進していきます。

No.	項目名	ページ	意見の内容	中間案②における記載内容（案）等
89	基本方向8 安心して学べる教育環境づくり	P.57	<ul style="list-style-type: none"> ・「教員の資質能力の総合的な向上」とあるが、児童生徒の最大の教育環境は教職員であるという基本的な理念が希薄な気がする。最初から子どもや学校をどうするというのではなく、計画の中心に据えるのは教職員であり、絶対に欠かしてはならない視点だと思う。(庄子賢一議員) 	<ul style="list-style-type: none"> ・計画の構成上、子どもに関わる取組を支える基盤として基本方向8に取りまとめています。学校教育における教職員の資質の重要性は極めて高いものと考えており、重点的取組として、引き続き取り組んでいきます。
90		P.57 ④	<ul style="list-style-type: none"> ・教員が多忙である現状を踏まえ、仕事内容や量の精選で、今の宮城の児童生徒に1番必要なものは何かを厳選し、そこに集中して取り組める教育環境の整備をしなければ、計画倒れになる。(団体) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「基本方向8 安心して学べる教育環境づくり」の取組として、教員が子どもと向き合える時間の確保など、「(2) 教職員を支える環境づくりの推進」(P.59)を記載しました。
91		P.57 ④	<ul style="list-style-type: none"> ・本県教育の課題に、「教職員の多忙解消・業務改善」「子どもと向き合う時間の確保」を加えてほしい。また、新たな基本方向として「教職員の多忙解消・業務改善と子どもと向き合う時間の確保を記載するとともに、その具体的方策を記載してほしい。(36歳・男性) 	
92		P.57 ④	<ul style="list-style-type: none"> ・本県教育の課題に、「教職員の多忙」を加えてほしい。また、基本方向8の方向性の1番目に、「教職員の負担軽減・多忙解消による子どもたちに向き合える体制づくりの充実・強化」を記載するとともに、その具体的方策を記載してほしい。(団体) 	

No.	項目名	ページ	意見の内容	中間案②における記載内容（案）等
93	基本方向8 安心して学べる教育環境づくり	P.57 ④	<ul style="list-style-type: none"> 方向性の中に、教職員の多忙解消の方針を入れてほしい。多忙解消なしに「学校教育の水準向上」「安全で質の高い教育環境は」ありえない。「子どもたちに対する教育的愛情や深い理解」をしていくためにも教職員にゆとりが必要である。(53歳・女性) 	<ul style="list-style-type: none"> 「基本方向8 安心して学べる教育環境づくり」の取組として、教員が子どもと向き合える時間の確保など、「(2) 教職員を支える環境づくりの推進」(P.59)を記載しました。
94		P.57	<ul style="list-style-type: none"> 「学校教育の水準向上」「安全で質の高い教育環境」というのは、どんな学校なのか。給食室の老朽化、気温30度以上の調理場のほか、児童生徒の机やいすも古い。また、学習内容が多く、学習内容を理解できないまま授業が進められている。方向性と現状があまりにもかけ離れている。現場の声を良く聞いてほしい。(53歳・女性) 	<ul style="list-style-type: none"> 基本方向8「安心して学べる教育環境づくり」の取組として、引き続き学校現場とともに、改善に向けて取り組んでいきます。
95		P.57	<ul style="list-style-type: none"> 教職員人事、校長の任命や優秀な若い教職員の採用も含め、教職員の任命責任や指導における監督責任など、県教育委員会の体制改善について追記して欲しい。(72歳・男性) 	<ul style="list-style-type: none"> 「(1) 教員の資質能力の総合的な向上」において、教員採用選考の改善、人事異動の在り方の工夫・改善等について記載しており、計画の方向性に基づき、責任を持って取組を進めていきます。
96		P.58	<ul style="list-style-type: none"> 教育実践を推進していくのは、学年・学校でのチームワークによるところが大きいと考える。表彰される教員の陰で、もっと頑張っているのに日の目を見ない教員がやる気を無くしているのが現状である。人事評価制度は、学校現場には合わないことから、計画への記述は不要ではないか。(団体) 	<ul style="list-style-type: none"> 人事評価制度は、教職員一人一人の資質能力の向上と意欲の向上に向けて実施しているものであり、制度の趣旨を踏まえ、着実な運用を行っていきます。
97		P.60	<ul style="list-style-type: none"> 子どもの貧困対策として、もっと行政的に教育委員会と福祉部門との連携について記載したほうがよい。(東松島市) 	<ul style="list-style-type: none"> 中間案では、「保健福祉部門と教育部門との緊密な連携」のもとで、総合的な子どもの貧困対策を推進することを記載しています。

No.	項目名	ページ	意見の内容	中間案②における記載内容（案）等
98	基本方向8 安心して学べる教育環境づくり	P.62	・「(5) 私学教育の振興」について、私学という特殊性はあるにしろ、教育の振興という観点から、もう少し記載内容があってもよいのではないか。(角野達也議員)	・私学教育については、建学の精神を十分に尊重した上で、取組の参考として、県の教育の大きな方向性を示していきたいと考えています。
99	基本方向9 家庭・地域・学校が連携・協働して子どもを育てる環境づくり	P.63 ㉔	・コミュニティ・スクールについては、ぜひ進めていただきたいと思っているが、コミュニティ・スクールの説明が少し不足しているのではないか。(東松島市)	・「コミュニティ・スクール」の説明文を追記するとともに、イメージ図(P.66)を記載しました。
100		P.64 ㉕	・学校を支える家庭や地域がしっかりすることで、学校はもっといろいろなことができると思う。学校だけの問題ではない部分も踏まえて、今後の宮城の教育をどうするのか、計画にどう盛り込むかということを考えてほしい。(木村委員)	・基本方向9「家庭・地域・学校が連携・協働して子どもを育てる環境づくり」の方向性において、家庭・地域・学校が、それぞれの役割を積極的に担うことや、学校を支える家庭や地域の教育力の向上について記載しました。
101		P.67 ㉖	・「宮城県版親の学びのプログラム『親のみちしるべ』」について、説明文とともにホームページのURLを記載することで、プログラムの活用が更に図られると思う。(星委員)	・「宮城県版親の学びのプログラム『親のみちしるべ』」の説明文に、掲載ホームページのURLを記載しました。
102	基本方向10 生涯にわたる学習・文化・スポーツ活動の推進	P.70	・「総合型地域スポーツクラブの支援」とあるが、全国的に進んでいるものなのか、この10年間でどのように進めていくのか、方向性がよくわからない。(栗原市)	・中間案では、県民主体の地域のスポーツ環境を整備するため、引き続き総合型地域スポーツクラブの創設・育成支援を行っていくことを記載しています。あわせて、総合型地域スポーツクラブに関するグラフ(P.17)及び目標指標(P.72)を記載しています。

No.	項目名	ページ	意見の内容	中間案②における記載内容（案）等
103	第5章 計画の推進	P.73	<ul style="list-style-type: none"> 計画を策定してただ示すのではなく、具体的な対象を絞り込んでいかないと、教える側の先生も学校も全くそういう意識を持たずに、ただ決められたルーチンを果たす教育になってしまう。ぜひアクションプランを年代別あるいは成長段階に応じた具体的な形で提案してもらいたい。（相沢光哉議員） 	<ul style="list-style-type: none"> 基本方向の取組を整理し、「発達段階における取組イメージ」（P.30・31）を記載しました。また、アクションプランにおいても、記載内容を検討していきます。
104		P.73 (P.74 ④)	<ul style="list-style-type: none"> 発達段階に合わせたアクションプランの実効性を確保できるように、「連携」から「接続」に一步踏み込んで進めてもらいたい。また、教員の資質向上や特別支援教育などに対する意見を、十分検討願いたい。（佐々木幸士議員） 	<ul style="list-style-type: none"> 「2 学校における教育施策の着実な推進」（P.74）において、幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続や、小・中・高等学校及び特別支援学校間の連携・接続の推進について記載しました。あわせて、御意見を踏まえ、引き続き本計画及びアクションプランの内容を検討していきます。
105		P.74 ④	<ul style="list-style-type: none"> 予算や人材の確保という論点が抜け落ちている。（54歳・男性） 	<ul style="list-style-type: none"> 第5章「計画の推進」において、必要な財政上の措置等に係る国への要請について記載しました。
106		P.73	<ul style="list-style-type: none"> この計画を現場の教員やコミュニティ・スクールに関わる地域の方々にどのように周知し、認識していただくかが重要である。（伊藤委員） 	<ul style="list-style-type: none"> 県民総がかりで教育施策を展開していくため、本計画に掲げた目指す姿や目標、施策の方向性等が、教育関係者や保護者をはじめ広く県民に共感・共有されるよう、計画の周知を図っていきます。